

◆認知症について正しい知識を持ちましょう part 14

先月号から引き続き『認知症の診断・治療』について紹介します。

《認知症の診断・治療～その3～》

・認知症の経過

認知症の経過は個人差が大きく、認知症が80歳代から90歳代で起こった場合は、脳の萎縮が進む前に別の病気や老衰で亡くなることや、早い時期に始まって進行が非常に遅い人や進行が止まってしまう人もいます。

しかし、認知症によって脳の障害がどんどん進行する場合、精神機能の障害だけでなく身体機能の低下も起こり、数年から十数年の経過で歩行ができなくなり、寝たきりになります。最終的には口から食べ物を飲み込むことができなくなり、肺炎を繰り返すようになって亡くなることもあります。

・軽症のうちから専門家との信頼関係を築く

認知症が進行して寝たきりになる頃には、自分で介護や医療上の決定ができなくなっています。しかし、現在の日本では、誰かに『正しい情報を得た上での合意(インフォームドコンセント)』の権限を委任するという法的制度がありません。法定後見人制度という制度はありますが、これにも医療上の代諾権はないとされています。

早期に診断を受けても、できるだけ自分の力で生きていきたいと思う人、あるいは、頼るべき人もなく、自分で生きていかざるを得ない人も少なくありません。そういう時は、日常生活自立支援事業や新しい成年後見制度(補助や任意後見)を活用しましょう。かかりつけ医や相談に乗ってもらってケアマネージャーを持ち、これらの制度を十分利用すればかなり進行するまで自分の意思に沿った生活を送ることができます。

終末医療や介護の方針については、信頼できる誰かに任せなければならないので自分の回りにいる方々と十分コミュニケーションを保ち、自分の生き方や考え方を理解してもらいましょう。

本人に代わって意思決定を代行するときは、本人のこれまでの人生、価値観、現在の状況、医学的な現状の評価と予後の見通しなどを参考に決定しなければなりません。

・相談先

成年後見制度	大崎町地域包括支援センター(役場保健福祉課内⑥番窓口)	☎471-7828
	成年後見センター・リーガルサポート鹿児島 各司法書士事務所など	☎099-251-5822
日常生活自立支援事業	大崎町社会福祉協議会(シルバー人材センター隣)	☎476-3663

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業実績についての報告(利用者の1割または2割負担を除いた大崎町の支払い分)

第1号被保険者(65歳以上の人)		4,967人	平成28年2月末日 現在
要介護(支援)認定者		1,022人	
給 付 実 績	在宅介護サービス費	41,266,552円	平成28年1月の 給付実績
	施設介護サービス費	59,213,681円	
	その他(介護予防サービス費も含む)	32,802,285円	
	介護サービス費 合計	133,282,518円	